

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成28年 3月30日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成28年3月30日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	饗庭 敦子	副委員長	西岡 克之
委員	安藤 克彦	委員	喜々津 英世
委員	堤 理志	委員	河野 龍二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議長	内村 博法	副議長	山口 憲一郎
議会事務局長	濱口 務	課長	中山 庄治
係長	細田 浩子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会自由討議実施要綱について
- (2) 平成28年度長与町議会議員研修計画について
- (3) 議会運営委員会と全員協議会の関わりについて
- (4) 議会運営委員会視察研修について

開 会 9時29分

閉 会 11時49分

**○委員長（饗庭敦子委員）**

皆さんおはようございます。先日からお疲れさまでした。

それでは、議会運営委員会を開会いたします。次第に沿って進めていきたいと思えます。まず、最初に自由討議についてというところで、前回全協でもお配りはしてありましたし、常任委員会でも話し合っていたというようにしておりました。そして今回はフロー図、前もお渡ししてましたが、フロー図もつけておりますので、あと訂正する所、こうしたら良いとかいうご意見をいただければと思います。

自由討議についてどうですかね。各常任委員長の方は、いかがですか。

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

議会基本条例の第4条第1号及び第11条に規定するというふうにしてるけど、フロー図は大分前に、多分、作った関係で、フロー図の1番左の上に参考ということで、議員間の自由討議に関する条文、ここで、第14条の2となってる、あと11条。

ちょっと、議会基本条例を私、今手元に持ってませんので、その確認をしておきたいと思えます。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

基本条例に行きますと、4条の第1号と、そして11条ということで、フロー図の方は、4条の第1号と訂正したいと思えます。よろしいでしょうか。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（饗庭敦子委員）**

それでは、委員会を再開いたします。自由討議に関しましては、実施要綱は、このままの要綱案を全協に提出すると。自由討議フロー図に関しましては、最初の14条の2の所は4条の1と訂正して、⑥の①の他には、⑤の他にと訂正し、11の事前協議会を事前協議と訂正して提出し、今後も自由討議を活発に進めていきたいと思えますけれども、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、次に進みたいと思えます。では、28年度長与町議会研修計画についてという所を見ていただきまして、研修項目の平成28年に行われる、一応予定を1ページに出してます。その次にアカデミーを出してます。そして他の所の状況を見ていただき、最後に、前回皆さんからご意見が出た公会計、ハラスメント、倫理と議員の資質向上についてはどうかというところで、事務局に調べていただいた、こういう方がやってますよという事例を出しておりますので、今日もうどの内容でするかというところですね、決めていきたいと思えますので、皆さんのご意見をお願いします。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

申し訳ないです、アカデミーの研修は結果的にどうなったんでしたっけ。議員の派遣をどっちからやるだとか、いろいろ議論してたけど、結果的に決まったんでしたっけ。

ちょっとそこら辺、もう1回確認させていただきたいと思います。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

アカデミーに関しましては一応今年度6人というところで、あとはその希望される方っていうふうになるかと思うんですけども、あとは議長の所に申し出をするような形なるかと思しますので議長発信で進めていくような形になろうかと思しますので、ここで決めたのは、今年は6人。次の年にまたその残りを行きましようねってところまで決定しましたので、議長から全協か何かで発信していただいた後、申し込みをする。その分で、ここは一応、例でこういうふうになってますよ、今年の予定は、ということまで上げております。よろしいですか。

ここで決めたいのは町の単独研修を何をするかということですね。先生方との日程調整はまた別になりますので、前回皆さんから出た分を上げておりますので、この中で決めるか、他にももしご意見があればですね、何をするかだけちょっと決めたいと思います。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（饗庭敦子委員）**

それでは委員会を再開いたします。町単独の研修に関しましては、5月から7月の間で、公会計をシリーズ化するというので、最初はこの公会計システムとはということころから進めていきたいと思しますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

では次の、前回全協でも出ました、議会運営委員会と全協の関わりというところで、前回、議会運営委員会の時に資料を配布していたかと思しますので、それに基づき、皆さんからご意見をいただければと思います。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

こないだの全協で、ああいって形で先輩議員の方から言われたので私達もよく分からないままだったんですけども、こうやって、議運でのいわゆる、21年に協議して、こういうふうに決定を行ってるわけですね、過去。ということであれば、当然、全員協議会の中で諮るというんですかね、この間おっしゃったのはちょっと違うんじゃないかなと思いますので、このとおりに私も進めるべきだと思います。変えることもないんじゃないかなと思います。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

他にございませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

私も同じような意見で、やはり前回議論したことがちょっと日数も経ってたということで不明確になってたので、再度全協あたりでこういうふうになってるというのをみんな確認した上で、もう一つは申し合わせ事項にもですね、今申し合わせ事項の中で、議会運営委員会で決定したことは尊重するとなっているようなんですが、決定事項というのが、何をもって決定事項とするのかっていうのがあやふやなので、その辺ももう少し整理をし直す必要があるんじゃないかと思うんで、そこもできれば議論をした方が良くないでしょうか。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

今のご意見も含めて、他にございませんか。申し合わせ事項との整合性もどうするかというところも。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

前回の全員協議会の中で出されたのが、議会運営委員会で決定したことは尊重するとなって、あえてそれを全協の中で覆すことはできないというふうな、そういうニュアンスで捉えられるような意見もあったんですが、この表を見ますと、議会運営委員会で議論したことを一度全員協議会の中でですね、皆さんに叩き台的なものを、皆さんに見てもらって、その下の方に点線の囲みの中で、各常任委員会や全員協議会で出された意見を再度議運に持ち帰り審査協議します、議会運営委員会に関することの最終的な決定の場は議運になりますとありますので、全員協議会で出された意見を十分参酌したことを議会運営委員会の中で、それを踏まえて決定するというのが本来の趣旨というのを確認しないとイケないのかなと思います。

**○委員長（饗庭敦子委員）**

他にございませんか。この21年のこれは決定事項なのかどうかを確認をしたいと思うんですけども、ちょっと21年は私はいないので、その分と。その時、何故この申し送り事項が確認されていないのかというところでもしお分かりであれば、そのあたりを皆さんからご意見いただきたいかと思います。これはあくまでも議会運営委員会の中での決定事項かと思うので、これらが全協で決定されたのかどうかっていうのがもし分かればですね、お願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（饗庭敦子委員）**

委員会を再開し、11時10分まで休憩します。

（休憩 10時59分～11時10分）

**○委員長（饗庭敦子委員）**

それでは委員会を再開いたします。先ほどの申し合わせの5番、議員はその決定を尊

重するについて皆さんからご意見ありませんか。

河野委員。

#### ○委員（河野龍二委員）

どう解釈していいのかなんですが、議員必携の166ページには議会運営委員会の協議結果については議員がこれを遵守することは当然であるというふうに、運用規則の中の141には、議会運営委員会の協議の結果については議員はこれを遵守するというふうに運営基準ではなってるんですよ。今まで議論しているところはですよ、やっぱり議会で決まったことっていうのは一定、議運で、それをいろんな意見を聞いてそれをまとめるという意味ではですよ、最終的な結果っていうのは、やっぱりこう、その過程が大事だと思いますね。そこまで行く、決定するまでの。だから、その文言としては、尊重するというのも誤りじゃないのかなという気がするんですよ。ただ、だからそこら辺がどういうふうに、そういう過程を経て、そこを決まったことについては皆さんで守りましょうというふうなところに、やっぱりしないと、単なる言葉だけになると、いやいやそれはもう議運で決まったことだからそれは守らないとっていうふうにな、いろいろ意見があってもそういうふうになってしまうとちょっとやっぱり難しいと思うんで、何か表現を少し上手くできればなというふうに、ちょっと、見てて思ったんですよ。

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。皆さん、ご意見ございませんか。

どうですか、尊重するという文言。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

以前の事例なんですけれども、以前議会運営委員会で一般質問の登壇のあり方、僕はその時には議会運営委員会の委員ではなかったんですが、結論から言いますと議会運営委員会の中で、登壇せずに、最初から質問席に立って、そこで、第1問目からやるというふうなことが、議会運営委員会の中だけで決定がされて、他の議会運営委員会に関わっていない私も含めて、議員が全くそういうことを知らずにいたんですが、これはもう議会運営委員会の決定事項だからということで進められて、それに対して、他の委員さんからですね、執行部に言うのはもちろんだけど自分の一般質問というのは町民に向けて言うという意味もあるので、ぜひ登壇してそこでやりたいという発言をされた議員さんもいらっしゃるって、最終的にはそういう意見も踏まえてやはり元に戻したんですね。最初は、1発目は登壇して、第二質問から質問席でやるというやり方に戻したんですが、その1番最初に決定した時のプロセスが全く他の議員さんが知らない中で、もうこれは議運の決定事項だからってということで進められたことがあったので、だからそういうふうな誤解を招くようなことにならないような事にしとかなないといけないんじゃないかなというのは思うんですよ。一つはこれを参考資料としてつける方法もあるし、もう一つは例えば議論、協議をした上で決定するとか何らかの形で、情報共有が進んだ後で、最

終的な決定は議運でやるというのがあれば良いような気がします。その辺が伝わるかどうかが大さかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

今のは議論をするというのを、この申し合わせのどこかに入れるということですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

申し合わせ事項の中で、議会運営委員会の決定事項は尊重するというのは、あくまでも、議会運営委員会が単独で議論し、単独で決定するというふうなニュアンスで取られないようにしないといけないという、そのあたりがきちっと明記しておかないと、例えば我々が改選して変わってしまってますね、単純に読んただけで、議会運営委員会の中で議論し決定したんだからもう尊重して、他の皆さんはそれに従ってくださいということじゃ民主的じゃないわけで、そういうふうにならないような何らかの、民主的な議論がされるという前提をどこかで担保しとかないといけないという意味ですね。

○委員長（饗庭敦子委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

河野委員がおっしゃったことは、尊重しなければいけないっていうのは議会運営委員会のスタンスにもよると思うんですね。だから議運が全協に出す時に、全協に示す時に、これ決定事項ですからよろしくお願いしますよっていう形で出すのか、そうでなくて、出す時に、こんな感じで考えてますけど皆さんのご意見どうですかと、二つのパターンで。だから、その時の議運の姿勢で決まるのかなって。だから、言ってる意味分かるかな、当然議運が決めたいこともあると思うんですよ。例えば、一回バックされた、何回か揉んだ後に最終的にもうこれで議運で決まりましたんでこれをお願いしますというケースもあれば、今、私たちが行っているように、今こんなふうに一応議運ではこういうふうになりました、でも皆さんの意見どうですかと。この示し方の問題じゃないかなと。議員必携は、必携でそういうふうに、当然、書いてあるんでしょうけども、その時の議運の気持ちの持ち方っていうか、考え方である程度、左右されるのかな。今、長与町の議会運営委員会では民主的に行っているんで、私は特段、強行的に進めるという姿勢はないですね、全く。だから私はそこはもう、いじる必要もないのかなって、特段。そういうふうにあります。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

さっき言われた、本当にこう、今の議運の姿勢はそういうふうに対応しているということですけど、ただやっぱり、全員協議会が出た意見というのは、ここをやっぱり言っ

てるわけですね、申し合わせ事項を。議運で決まったことは尊重するってなってるじゃないかと、いろいろ言うなど、議運が決めたことじゃないかというふうな、そういうふうな考えを持っている人たちが議運になってくると、今度、議運の権限がものすごく大きくなって、もう決まったことだというふうになってしまうと、それはどこかでやっぱり歯止めがないといけないだろうなど。だから、文章の表現の仕方だと思うんですね。議員必携には尊重すると、遵守することは当然であると書いてある。運用基準でもそう謳ってあるんで、どこかでやっぱりこう機関というのは決定をしないといけないというふうに思うんですね。全協に戻ってもまた全協からまた戻ってきてもどこかで決定をしないといけない。その決定についてはやっぱり尊重し、遵守するというのがあると思うんで、その過程がやっぱりこの申し合わせ事項の中に、きちっと盛り込まれるというふうにしなくてだめなのかなと。だから、この尊重するでも遵守するでも言葉を残すにしても、やっぱり、議会運営委員会での議論の決定は十分議員の意見を掌握してとか何か意見を聞いて、合意できる内容で決定するぐらいのですよ、そういうふうにちょっとニュアンスが甘いついていうかね、どう捉えて良いのかなというふうな部分もあるかもしれないけど、表現的にはそういうふうにするべきなのかなとちょっと、僕もこの文言を言う反面と、こういうことに書いてあるというところと、やっぱりそれが、もう議運の決定はもう揺るがないんだっていうね、そういうふうな形になってしまうと、ちょっとまずいかなというふうに思うんで、これはこれでありながらも、やっぱりその表現の仕方をちょっとやっぱりだれもが納得できる、議運が変わっても、その文言に基づいて決定していくというふうな部分ですね、そういうようなところをやっぱり残すべきじゃないかなというふうに思うんですけどね。以上です。

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

だからその文言をどんなふうに表現するかだと思うんですね。だから、これをそのまま残すとして文言を入れるべきなのか、これと、このフローチャートをつけて、それでご理解いただくものなのか、そのあたりは、皆さんいかがでしょうか。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。それでは、申し合わせ事項の議会運営委員会の分の（5）のところに、なお、決定までの過程は、別紙1のとおりとするという文言をつけ加えます。そして、別紙1としまして、このフロー図をつけますけれども、そこに常任委員長から各常任委員会への報告というところで矢印をつけ加えます。そして、議会運営委員から全員協議会の文章の中で、議運での審査経過や検討中の内容を全員協議会に報告し、全議員が把握できるように努めます。全員協議会から議会運営委員会の文章は、全員協議会で出された意見を再度議運に持ち帰り審査協議します。議会運営に関するものの最終的な決定の場は議運になりますとして別紙1を申し合わせの中に入れて



いきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

では、異議なしとして決定いたします。

では、続きまして、議会運営委員会の視察研修について、ちょっと行程表をつけてますのでご参照ください。委員会の視察としまして、北海道の芽室町が議会白書を出してあるんですね、その中に、いろんな面で今までやってきたこととか詳しく書いてありますし、議会改革にとっては、いろんな形で学ぶものが多いかなと思って検討したんですけども、予算的に非常に厳しいというところで、マニフェストの中でも高い塩尻市議会というのを中心にして、その近辺の視察ということでちょっと日程を組んでみました。で、予算に関することは議長の予算要求権がありますので、もし良ければ予算要求権を執行していただいているのも良いかなと思うんですが、今は予算も決定してますので、今回はこの塩尻というところで行きたいと思いますが皆さんからご意見ございませんか。異議なしということであれば日程調整をして進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。大まかには、7月を予定しておりますので、6月の議会終了後から7月にかけてということで、相手がありますので、相手との日程調整で進めていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

そうしましたら、続きまして、その他というところで、皆さんのお手元に1年の総括を入れておりますので、この1年間開催して決定した事項と継続審議の分を上げておりますので、後ほどご参考いただきまして、やはりこの中でもこのタブレットがもうあと1年間しかこの議会運営委員会はありませんので、この間継続審議で決めていただきましたが、どのようにするかというのがちょっと、大きな課題かなというふうに思っておりますが、皆さんの方から何かご意見ございませんか。

安藤委員。

#### ○委員（安藤克彦委員）

この間の決定は最終的にはタブレットについて、全員協議会でどう捉えたら良かったですかね。全員協議会で委員長が確認したのは、進めていくのか、意見も出なかったんですけど、あいまいに終わったんですけど、そこを確認したいのと、以前、ぜひ皆さん、私たち以外の方でも見ていただきたいというのがあったので、その件ですよ。すぐというわけにはいけないかもしれないですけども、年度内ぐらいでもってというのがあったと思うんで、その点だけ確認したいと思います。

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

全員での研修に関しては、このペーパーレス会議っていう資料をつけてますので、これがNTTさんが出してきた分で、もう一つ、NBCさん、NBC情報システム、長与町がほぼ関わっている所に依頼をしてるところですので、出揃い次第、それは全員の議員さんに向けた研修という形ですかね、ちょっと検討しているところです。全協の分は

確認をお願いいたします。全員協議会の中で、私は積極的に取り組んでいきたいというところがございますということですが、全協の確認としては、議長は何かご意見ありませんかっていうところまでしか行ってないので、最終的には確認は全協で議長の判断でもらったとするものかしないものか、ちょっとこちらで判断できかねます。なので、研修の予定もしますので、また折を見てしていきたいというふうに思います。

それでは、その次に皆さんのところに反問に関する要綱を出して、この間全協で説明して承認をもらったんですけど、軽微な訂正としまして3の議員の答弁終了後、議長または委員長は、つてしてたのを、頭に持ってきた方が良いんじゃないかというご意見をいただいたので、議長また委員長は議員の答弁終了後、町長等に反問の終了を確認するものとするというふうに訂正したいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで。そして、次にもう1点ですね、その議案の撤回というのが前回あったかと思うんですけども、この周知の方法について、本会議の中でもいろんなご意見が出たかと思えますけれども、ああいう形で良かったものなのか、今後の課題かなと思えますが、それに対して皆さんのご意見を伺いたいと思います。

暫く休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。

議案撤回の件につきましては、議長の所に町長より申し入れがありますので、あとは議長の判断ということで、今後も、もしあればしていただきたいというふうに思います。他にございませんか。皆さんの方から、何もございませんか。

無ければ、議会運営委員会を閉会したいと思います。今日は皆さん、お疲れ様でした。

（閉会 11時49分）

委員長